

子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- 「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- 支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただくこと**としております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが**、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。



※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円** (令和8年度は250円) と試算しています。

詳しくは、「**子ども・子育て支援金に関する試算**」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様に追加のご負担を求めることがない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
第3子以降	1.5万円

支援対象	児童手当(月額)
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生	1万円
第3子以降	3万円

※令和6年10月分から拡充

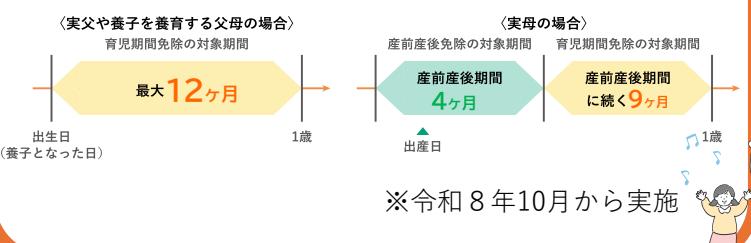
育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」
の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に
妊娠している
こどもの数×5万円
を支給します。



1回目
妊娠を届け出たとき

2回目
妊娠後期

3回目
産後まもない時期

その後も
継続的に
支援

妊娠
届出時
5万円

妊娠
している
こどもの数
×5万円

※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

育児休業給付



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から
満3歳未満の子どもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額

（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額1兆円+公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

後期高齢医療制度とそれ以外

後期高齢者

【8.3%】※R10見込み。
R8・9は8%（法定）

1,100億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

後期高齢者以外 【91.7%】

国保と被用者保険

国保
【23%】

3,000億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

被用者保険
【68%】

被用者保険間

協会けんぽ
【30%】

3,900億円程度

健保組合
【28%】

3,700億円程度

共済
組合等
【10%】

1,300億円程度

事業主が0.4兆円程度を拠出

（労使折半）
（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/② 4.7%
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.5%
被用者保険	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 450円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 600円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 800円	10,800円 〔参考〕被保険者一人当たり 17,900円	4.3%
協会けんぽ	250円 〔参考〕被保険者一人当たり 400円	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	10,200円 〔参考〕被保険者一人当たり 16,300円	4.6%
健保組合	300円 〔参考〕被保険者一人当たり 500円	400円 〔参考〕被保険者一人当たり 700円	500円 〔参考〕被保険者一人当たり 850円	11,300円 〔参考〕被保険者一人当たり 19,300円	4.9%
共済組合	350円 〔参考〕被保険者一人当たり 550円	450円 〔参考〕被保険者一人当たり 750円	600円 〔参考〕被保険者一人当たり 950円	11,800円 〔参考〕被保険者一人当たり 21,600円	5.3%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔参考〕一世帯当たり 350円	300円 〔参考〕一世帯当たり 450円	400円 〔参考〕一世帯当たり 600円	7,400円 〔参考〕一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	

(注1)本推計は、一定の仮定において行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。

*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3)国民健康保険の一世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。

*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

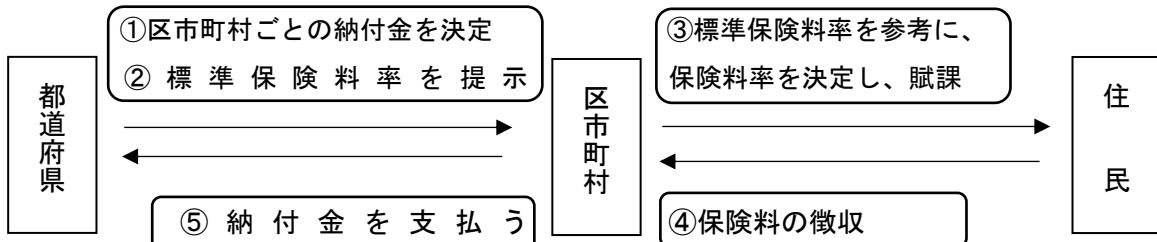
国民健康保険税の改定について

○国民健康保険事業費納付金

都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことで、制度を安定化

- ・保険給付に必要な費用を、全額、東京都が区市町村に支払う。
- ・区市町村ごとの納付金を算定し、区市町村は東京都に納付金を支払う。
- ・納付金を賄うための標準保険料率を提示

区市町村は、従来通り保険者として保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うとともに、納付金を都道府県に納付



令和8年度納付金算定値

○東京都全体納付金

東京都全体	R 7 算定 (確定係数)	R 8 算定 (仮係数)	差	伸び率
被保数(医療・後期)	245万4千人	239万5千人	△5万9千人	△2.4%
給付費総額	7,796億円	7,614億円	△182億円	△2.3%
一人当たり給付費	317,639円	317,832円	193円	0.1%
納付金総額※	4,341億円	4,460億円	119億円	2.7%
一人当たり納付金額※	203,341円	214,909円	11,568円	5.7%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額（R 8 算定は子ども・子育て支援納付金分を含む）

○瑞穂町納付金

瑞穂町納付金	医療分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	合計
R 7 (確定係数)	712,707,153円	270,518,459円	94,824,709円	一円	1,078,050,321円
R 8 (仮係数)	692,826,366円	262,417,499円	100,273,016円	22,238,199円	1,077,755,080円
差額	△19,880,787円	△8,100,960円	5,448,307円	22,238,199円	△295,241円

○瑞穂町における納付金を納めるために必要な一人当たり保険税額

	医療分		後期支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		合計
	被保数	保険税額	被保数	保険税額	被保数	保険税額	被保数	保険税額	
R 7	6,908人	90,238円	6,908人	36,362円	2,416人	34,742円	一人	一円	161,342円
R 8	6,412人	95,573円	6,412人	38,011円	2,338人	39,023円	6,412人	3,468円	176,075円
差	△496人	5,335円	△496人	1,149円	△78人	4,281円	6,412人	3,468円	14,733円

※東京都全体の納付金総額は、被保険者数の減少及び医療費の減額はあるものの、子ども・子育て支援納付金分が令和8年度から新設されるため、令和7年度と比較し、119億円、2.7%の増となっている。

一方、瑞穂町の納付金は令和7年度と比較し、医療分は約1,988万円の減額、後期支援金分は約810万円の減額となっており、介護納付金分で約544万円の増額、新設される子ども・子育て支援納付金分で約2,223万円の増額ではあるが、総額で約29万5千円の減額となっている。

○令和8年度区市町村標準保険料率と令和7年度保険税率の比較

	医療分		後期支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上 均等割
①都道府県 標準保険料率	8.12%	50,634円	2.99%	18,503円	2.63%	19,250円	0.29%	1,784円	131円
②区市町村 標準保険料率	7.67%	47,797円	3.03%	18,780円	2.67%	19,497円	0.28%	1,708円	178円
③区市町村ごと の算定基準にも とづく標準的な 保険料率	9.29%	34,518円	3.28%	15,618円	2.43%	19,593円	0.28%	1,708円	178円
④令和7年度 保険税率	6.03%	28,000円	1.85%	10,500円	1.55%	15,000円	—%	—円	—円
②と④の差	1.64ポイント	19,797円	1.18ポイント	8,280円	1.12ポイント	4,497円	0.28%	1,708円	178円

○保険税率改定の考え方

- ・一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減していく。
- ・被保険者の急激な負担増とならないよう毎年度緩やかな改定を行う。

○令和8年度保険税率改定案

改定案	医療分		後期支援金分		介護納付金分		子ども・子育て支援納付金分		
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上 均等割
令和8年度 保険税（案）	6.20%	29,000円	1.95%	11,000円	1.65%	15,000円	0.28%	1,708円	178円
令和7年度 保険税率	6.03%	28,000円	1.85%	10,500円	1.55%	15,000円	—%	—円	—円
差	0.17ポイント	1,000円	0.1ポイント	500円	0.1ポイント	0円	0.28ポイント	1,708円	178円

○改定案の考え方

現行の税率と区市町村標準保険料率を比較した場合に、医療分の所得割が1.64ポイント、均等割が19,797円、後期支援金分の所得割が1.18ポイント、均等割が8,280円、介護納付金分の所得割が1.12ポイントの乖離があるため税率を改定したい。

上記の改定案のとおり、医療分の所得割を6.03%から6.20%、均等割を28,000円から29,000円、後期支援金分の所得割を1.85%から1.95%、均等割を10,500円から11,000円、介護納付金分の所得割を1.55%から1.65%に引き上げたい。また、子ども・子育て支援納付金分は、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える新しい分かち合い・連帯の仕組みによる支援であることから、東京都が示している所得割・均等割としたい。

○保険税率改定影響額

	医療分		後期支援金分		介護納付分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行税率	6.03%	28,000 円	1.85%	10,500 円	1.55%	15,000 円
改定案	6.20%	29,000 円	1.95%	11,000 円	1.65%	15,000 円

	子ども・子育て支援金分		
	所得割	均等割	18歳以上 均等割
現行税率			
改定案	0.28%	1,708 円	178 円

◎モデルケース計算例

夫42歳 所得3,000,000円 世帯員3人 ※収入4,300,000円
妻38歳 所得なし 子供(10歳) 1人

※18歳未満は10割軽減

	医療分		後期支援金分		介護納付分		合計	現行から の伸び率	現行との 差額
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割			
現行税率	154,900円	84,000円	47,500円	31,500円	39,800円	15,000円	372,700円		
改定案	159,300円	87,000円	50,100円	33,000円	42,400円	15,000円	386,800円	103.78%	14,100円

	子ども・子育て支援金分				合計	現行から の伸び率
	所得割	均等割	18歳以上 均等割	小計		
					372,700円	
	7,196円	3,416円	356円	10,900円	397,700円	106.71%

夫67歳 所得500,000円 世帯員2人 ※年金収入1,600,000円
妻59歳 所得なし ※均等割5割軽減世帯

	医療分		後期支援金分		介護納付分		合計	現行から の伸び率	現行との 差額
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割			
現行税率	4,200円	28,000円	1,100円	10,500円	1,000円	7,500円	52,400円		
改定案	4,300円	29,000円	1,300円	11,000円	1,100円	7,500円	54,200円	103.44%	1,800円

	子ども・子育て支援金分				合計	現行から の伸び率
	所得割	均等割	18歳以上 均等割	小計		
					52,400円	
	196円	1,708円	178円	2,000円	56,200円	107.25%

瑞穂町国民健康保険税の推移

資料1-3

年度	基礎課税分 税率					後期高齢者支援分 税率			介護納付金分 税率				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
24	4.50 %		20,500 円		51 万円	1.16 %	5,200 円	14 万円	1.10 %		9,700 円		12 万円
25	4.50 %		20,500 円		51 万円	1.16 %	5,200 円	14 万円	1.10 %		9,700 円		12 万円
26	4.62 %		21,000 円		51 万円	1.21 %	5,500 円	16 万円	1.25 %		10,800 円		14 万円
27	4.74 %		21,500 円		52 万円	1.26 %	5,800 円	17 万円	1.40 %		11,900 円		16 万円
28	4.86 %		22,000 円		54 万円	1.31 %	6,100 円	19 万円	1.55 %		13,000 円		16 万円
29	4.86 %		24,000 円		54 万円	1.31 %	7,000 円	19 万円	1.55 %		13,000 円		16 万円
30	5.06 %		24,000 円		58 万円	1.51 %	7,000 円	19 万円	1.55 %		13,000 円		16 万円
31	5.06 %		24,000 円		61 万円	1.51 %	8,500 円	19 万円	1.55 %		13,000 円		16 万円
R2	5.06 %		25,000 円		63 万円	1.51 %	8,500 円	19 万円	1.55 %		15,000 円		17 万円
R3	5.06 %		25,000 円		63 万円	1.51 %	8,500 円	19 万円	1.55 %		15,000 円		17 万円
R4	5.36 %		26,000 円		65 万円	1.51 %	8,500 円	20 万円	1.55 %		15,000 円		17 万円
R5	5.51 %		26,000 円		65 万円	1.65 %	10,000 円	22 万円	1.55 %		15,000 円		17 万円
R6	5.91 %		27,000 円		65 万円	1.65 %	10,000 円	24 万円	1.55 %		15,000 円		17 万円
R7	6.03 %		28,000 円		66 万円	1.85 %	10,500 円	26 万円	1.55 %		15,000 円		17 万円

令和7年度 国民健康保険税・賦課限度額(8市町村の比較)

資料1-4

保険者名	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分				
	所得割 (%)	所得割 前年度比	均等割 (円)	均等割 前年度比	限度額 (円)	所得割 (%)	所得割 前年度比	均等割 (円)	均等割 前年度比	限度額 (円)	所得割 (%)	所得割 前年度比	均等割 (円)	均等割 前年度比	限度額 (円)
瑞穂町	6.03	0.12pt	28,000	1,000	66	1.85	0.20pt	10,500	500	26	1.55	-	15,000	-	17
青梅市	6.25	-	33,000	-	66	2.07	-	12,000	-	26	1.95	-	13,100	-	17
福生市	5.39	-	29,700	-	66	2.25	-	13,200	-	26	1.79	-	14,000	-	17
羽村市	6.43	-	27,300	-	66	2.33	-	11,200	-	26	2.15	-	13,100	-	17
あきる野市	6.28	0.49pt	33,000	3,000	66	2.37	0.29pt	12,300	900	26	2.23	0.26pt	14,700	1,200	17
日の出町	6.00	0.23pt	31,300	100	66	2.25	0.05pt	11,700	100	26	1.99	0.08pt	13,200	1,100	17
奥多摩町	6.20	0.30pt	33,100	3,600	66	2.10	0.10pt	12,600	1,600	26	2.05	0.10pt	12,600	-	17
檜原村	5.35	0.25pt	28,100	1,500	66	1.66	0.06pt	9,600	500	26	1.60	-	12,200	300	17
平均	5.99	-	30,438	-	66	2.11	-	11,638	-	26	1.91	-	13,488	-	17

国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)実施状況報告書

(第7年次 令和6年度分)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	35	瑞穂町

① 赤字 の発生 状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度			赤字の原因				
	法定外繰入金	243,154 千円			予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 301,401千円 解消の目標年次: 令和14年度				
	繰上充用金の新規増加分	0 千円			被保険者減少による保険税収入の減少や、被保険者の負担を軽減するため保険税の賦課率を低く設定しているため				
	赤字額(合計)	243,154 千円							
② 赤字 削減 計画 実施 (予定) 状況	年度別赤字削減予定額(率)	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
	年 度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	法定外繰入の削減予定額(率)	20,194 千円 (6.7) %	20,194 千円 (6.7) %	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	121,164 千円 (6.7) %
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
	合計 赤字削減予定額(率)	20,194 千円 (6.7) %	20,194 千円 (6.7) %	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	121,164 千円 (6.7) %
	赤字削減額	-17,795 千円 -5.9 %	-49,126 千円 -16.3 %	27,742 千円	37,210 千円(%)	△ 41,504 千円(%)	△ 39,078 千円(%)	△ 82,551 千円(%)	
	実施状況の詳細				今後の取組				
被保険者に過度な負担とならないよう調定額ベースで3%程度(平均的な世帯で1万円程度)の税率改定を行った。レセプト点検強化、ジェネリック医薬品への切り替え勧奨を行い、医療費の上昇を抑制した。令和6年12月までは短期証、資格者証を発行し、滞納者と接触の機会をつくり収納率向上に努めた。					毎年度税率改定を行う。 ジェネリック医薬品差額通知書の発行による使用促進、レセプト点検の強化を行う。 第3期データヘルス計画に基づき、健康増進事業を行い、生活習慣病の抑制を図る。 収納部門と情報共有しながら、保険税の納付を促し収納率向上に努める。				

上記のとおり赤字削減・解消計画実施状況報告書を提出します。

令和7年9月5日

東京都知事殿

保険者名

東京都西多摩郡

代表者職氏名

瑞穂町長 山崎 栄

印

国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)実施状況報告書

(第7年次 令和6年度分)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	35	瑞穂町

① 赤字 状況	年度(赤字発生年度)	平成30年度			赤字の原因				
	法定外繰入金	243,154 千円			予算推計ベースの平成30年度の赤字額: 301,401千円 解消の目標年次: 令和14年度				
	繰上充用金の新規増加分	0 千円			被保険者減少による保険税収入の減少や、被保険者の負担を軽減するため保険税の賦課率を低く設定しているため				
	赤字額(合計)	243,154 千円							
② 赤字 削減 計画 実施 (予定) 状況	年度別 赤字削 減予 定額 (率)	計画年次	第7年次	第8年次	第9年次	第10年次	第11年次	第12年次	合計
		年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	121,164 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)
		合計 赤字削減予定額(率)	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	20,194 千円	121,164 千円(%)
		赤字削減額	51,513 千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	千円(%)	△ 31,038 千円(%)
		実施状況の詳細				今後の取組			

上記のとおり赤字削減・解消計画実施状況報告書を提出します。

令和7年9月5日

東京都知事殿

保険者名

東京都瑞穂町

代表者職氏名

瑞穂町長 山崎 栄

印

瑞穂町の一般会計その他繰入金と繰入率の推移

資料1-6

年度	被保険者数 (年間平均)	一人当たり繰入金	一般会計その他繰入金	収入額合計	繰入率	増減
30	9,513人	28,698 円	273,000,000 円	3,831,313,750 円	7.1 %	
R1	9,017人	35,377 円	319,000,000 円	3,747,260,806 円	8.5 %	1.4
R2	8,717人	33,498 円	292,000,000 円	3,594,336,542 円	8.1 %	▲0.4
R3	8,441人	30,328 円	256,000,000 円	3,564,197,372 円	7.2 %	▲0.9
R4	8,021人	36,778 円	295,000,000 円	3,699,627,524 円	8.0 %	0.8
R5	7,530人	44,356 円	334,000,000 円	3,603,854,805 円	9.3 %	1.3
R6	7,189人	40,061 円	288,000,000 円	3,629,987,690 円	7.9 %	▲1.4

※平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、都から提示された納付金を納めることにより、保険給付費の支払額を全額都から普通交付金として交付されます。

※令和4年度、5年度は、納付金の増額により、一般会計その他繰入金が増加しましたが、令和6年度は、納付金の減額により、一般会計その他繰入金が減少しました。

瑞穂町国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する
措置に関する取扱要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3に基づく特別療養費の支給（以下「支給措置」という。）及び法第63条の2に基づく保険給付の差止め（以下「差止め措置」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保険税滞納世帯主等 法第54条の3第1項に規定する保険料滞納世帯主等のうち、国民健康保険税に係るもの。
- （2）保険税納付の勧奨等 法第54条の3第1項に規定する保険料納付の勧奨等のうち、国民健康保険税に係るもの。

（特別の事情等に関する届出）

第3条 次の各号のいずれかの事由に該当することにより支給措置又は差止め措置の対象外となる者は、特別の事情等に関する届出書（別記様式第1号）を町長に届け出なければならない。

- （1）法第54条の3第1項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる。
- （2）当該保険税の滞納につき災害その他の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に規定する特別の事情があると認められること。

（弁明の機会の付与）

第4条 町長は、保険税滞納世帯主等に対し、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該保険税を納付しない場合は、当該保険税滞納世帯主等に弁明する機会を付与しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により弁明の機会を付与する場合は、弁明の機会付与通知書（別記様式第2号）により、当該保険税滞納世帯主等に通知するものとする。

(支給措置)

第5条 町長は、前条第2項に規定する通知書により指定した提出期限までに、弁明書が提出されない場合又は弁明書によってもなお特別療養費を支給することが適当であると認める場合は、特別療養費の支給に係る事前通知書(別記様式第3号)により、当該保険税滞納世帯主等(以下「支給措置者」という。)に通知するものとする。この場合において、町長は、支給措置者に対し、支給措置者及びその世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還を求めるとともに、特別療養費支給対象者向けの資格確認書を交付するものとする。

2 町長は、前項後段の規定により資格確認書の返還を求めるに当たっては、国民健康保険資格確認書返還請求通知書(別記様式第4号)により、当該支給措置者に通知するものとする。

(療養の給付等)

第6条 町長は、法第54条の3第4項に規定する療養の給付等を行う場合は、療養の給付等に係る事前通知書(別記様式第5号)により、当該世帯主にあらかじめ通知するものとする。

(差止措置)

第7条 町長は、法第63条の2第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める場合は、国民健康保険給付支払一時差止通知書(別記様式第6号)により、当該世帯主に通知しなければならない。

(控除)

第8条 町長は、法第63条の2第3項の規定により国民健康保険税額を控除する場合は、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の5各号に掲げる事項を、国民健康保険税控除通知書(別記様式第7号)により、当該世帯主にあらかじめ通知しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

瑞穂町長 宛て

世帯主 住所
 氏名
 電話 ()

特別の事情等に関する届出書

次のとおり保険税の納付ができないので、関係書類を添えて届け出ます。

被保険者記号番号		—									
世 帯 主	住 所										
	氏 名										
	個人番号										

保険税が納付できない理由

1 国民健康保険法施行令第28条の6に規定する特別な事情

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、または盜難にあったこと。
- (2) 世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、または休止したこと。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) これらに類する事由があつたこと。

2 具体的な理由

3 公費負担医療を受けることができるとき

該当番号 : _____ 対象被保険者名 : _____

別記様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月

様

瑞穂町長

印

弁明の機会付与通知書

このことについて、次のとおり行政手続法の規定に基づき予定される不利益処分等について通知します。

なお、納付することができなかった事など弁明すべき事項があれば、別紙による弁明書を次の期日までに提出してください。

1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

国民健康保険法第54条の3第1項及び第2項の規定により、特別療養費の支給対象となること。

2 不利益処分の原因となる事実

年度国民健康保険税第 期分、金 円について、納付
期限 年 月 日 から 1年間滞納があること。

3 弁明書の提出期限及び提出先

年 月 日 までに 課へ提出してください。

4 弁明に際し、証拠書類等を添付する必要がある場合は、弁明書と合わせて提出してください。

別記様式第3号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

瑞穂町長

印

特別療養費の支給に係る事前通知書

あなたが滞納している国民健康保険税については、これまで納付をお願いしてきましたが、いまだ完納となっておりません。

つきましては、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の次の被保険者に対しては、記載の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

年 月 日

3 注意事項

（1）特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

(2) 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。

- ・滞納している保険料（税）を納めたとき。
- ・災害その他特別の事情が生じたとき。
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき。

4 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分をあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。

（国民健康保険法第91条、第99条、第103条、行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条）

別記様式第4号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

瑞穂町長

印

国民健康保険資格確認書返還請求通知書

国民健康保険法施行規則第27条の5の2の規定により、あなたに交付している国民健康保険資格確認書の返還を次のとおり求めます。

1 返還期日 年 月 日

2 返還場所 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町 部 課

なお、期日までに返還されない場合は、資格確認書の有効期限切れをもって返還されたものとみなします。

3 返還を求める理由

国民健康保険法第54条の3に基づく特別療養費の支給のため

4 適用除外

保険税の滞納について災害その他の政令に定める特別の事情等がある場合は、「特別事情等に関する届出書」に事実を証する書類又は医療証の写しを添えて提出することにより、特別療養費の支給の適用除外となります。

5 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（国民健康保険法第91条、第99条、第103条、行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条）

別記様式第5号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

瑞穂町長 印

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第4項の規定にもとづき、貴世帯の次の被保険者に対しては、記載の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

1 療養の給付等の対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

年 月 日

3 注意事項

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

4 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（国民健康保険法第91条、第99条、第103条、行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条）

別記様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂町長 印

国民健康保険給付支払一時差止通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、いまだに納付されていませんので、国民健康保険法第63条の2の規定により 年 月
日に申請のありました国民健康保険給付の支払について、その全部・一部を差し止めます。

なお、何らかの事情で保険税を納付することができない場合又は公費負担医療を受けることのできる被保険者がいるときは、月 日までに
来庁の上、書面にて届け出でください。

1 差止めに係る保険給付

種類	保険給付	差止額	備考

2 滞納保険税 別添、滞納金額明細書のとおり

3 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（国民健康保険法第91条、第99条、第103条、行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条）

（お問合せ先）

瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町 住民部 住民課 電話042-557-7578

別記様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂町長 印

国民健康保険税控除通知書

あなたが滞納している国民健康保険税について、いまだに納付されていませんので、国民健康保険法第63条の2の規定により 年 月
日に差止めした国民健康保険給付額から滞納保険税を次のとおり控除します。

1 差止めに係る保険給付と控除する滞納額

種類	保険給付額	差止額	控除する滞納額 (納期限)

2 滞納保険税 別添、滞納金額明細書のとおり

3 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は瑞穂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（国民健康保険法第91条、第99条、第103条、行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第8条、第14条）

（お問合せ先）

瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町 住民部 住民課 電話042-557-7578